

教育委員会会議録

(定例会)

令和7年3月19日開催

さいたま市教育委員会

1	期	日	令和7年3月19日(水)				
2	場	所	教育委員会室				
3	開	会	午後1時30分				
4	出席委員		教育長	竹	居	秀	子
			教育長職務代理者	大	谷	幸	男
			委員	石	田	有	世
			委員	伊	藤	華	英
			委員	小	山	和	也
5	欠席委員		委員	堀	田	香	織
6	議場に出席した者		副教育長	栗	原	章	浩
			管理部長	中	村	和	哉
			学校教育部長	野	津	吉	宏
			生涯学習部長	佐	野	公	子
			管理部参事兼教育政策室長	田	中		修
			学校教育部参事兼教職員人事課長	寺	内	啓	容
			学校教育部参事兼生徒指導課長	青	木		貴
			教育総務課長	小	出	博	康
			学校施設管理課長	木	村	哲	也
			特別支援教育室長	紺	野	雅	弘
			文化財保護課長	小	林	昌	彦
			博物館長	椿		奈	美
7	会議録署名委員		石田有世				

8 議事等の概要

- 竹居教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記 おりません。
- 竹居教育長 本日の会議録の署名委員は、石田委員にお願いいたします。
本日の議案について、議案第19号から第21号は人事に関する
案件、また「その他」については個人情報を含む案件であることか
ら、非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さん
いかがでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 竹居教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、議案第1
9号から第21号及び「その他」は非公開となります。
会議の順番ですが、議案第11号から第21号、続いて「その
他」の順で審議することといたします。
- 議案第11号 さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定
について
- 竹居教育長 それでは議案第11号について、事務局から説明をお願いします。
す。
- 教育総務課長 それでは、議案書1ページをお開きください。
議案第11号「さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改
正する規則の制定について」を御説明します。本議案は、令和7年
度組織改正に伴い、所要の改正をするものでございます。
続きまして、議案書は2ページとなります。改正の概要となりま
すので記載の新旧対照表を御覧ください。
はじめに、「第2条（内部組織）」の規定を御覧ください。令和7
年度組織改正において、令和10年4月の開校に向けて、開校準備
等を着実に実施するため、管理部教育政策室武蔵浦和駅周辺地区義
務教育学校開校準備担当を課相当の組織に移行し、同部に「武蔵浦
和駅周辺地区義務教育学校開校準備室」を新設します。また、学校
の建物及び設備の法定点検結果等を基にした包括的な維持管理、修
繕等を行うため、管理部学校施設管理課に「企画管理係」を新設

し、3係体制とすることで組織の強化を図ります。以上2点の組織改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続いて、「第3条（事務分掌）」を御覧ください。こちらは新設される「武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校開校準備室」の所掌事務を定めるものです。なお、学校施設管理課については3係体制となるものの、課の所掌事務には変更がありません。

施行期日は、令和7年4月1日になります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

竹居教育長 何かありますか。

大谷委員 武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校開校準備室は想像を絶する仕事量になると思うのですが、何名体制なののでしょうか。

また、学校施設管理課企画管理係についても、新設校も増えるなか、適切な増設だと思うのですが、何名体制なののでしょうか。

教育総務課長 課の人数については、内示をもって公表させていただきます。

竹居教育長 それでは議案第11号につきましては、原案のとおりとよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 さいたま市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長 続いて、議案第12号について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 議案書の4ページを御覧ください。

それでは、議案第12号「さいたま市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明します。

本議案は、令和6年12月定例会において「さいたま市公告式条例の一部を改正する条例」が議決されたことに伴い、教育委員会規則等の公布の方法を、市役所及び9区の掲示場への掲示から、原

則、市ホームページ上に設けた電子掲示場への掲示への変更するために、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案書は5ページとなります。改正の概要となりますので記載の新旧対照表を御覧ください。

「第2条（規則等の公布）」についてでございますが、本規則では、さいたま市公告式条例第2条第2項を引用する形で公布の際の掲示場を定めておりました。しかしながら、条例改正により、さいたま市公告式条例第2条第2項の規定する掲示場が「原則としての電子掲示場」と「例外的に使用する市役所と9区の掲示場」の2つとなったことにより、現在の「規則等の公布は、さいたま市公告式条例第2条第2項に規定する掲示場に掲示してこれを行う。」という表現ではどちらの掲示場に掲示するかが読み取れない状況となっております。つきましては、「規則等の公布は、さいたま市公告式条例第2条第2項の例によりこれを行う。」と表現を変えることで、掲示のやり方そのものを指すような規定へと改正するものです。

施行期日につきましては、令和7年4月1日になります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

竹居教育長

何かありますか。

それでは議案第12号につきましては、原案のとおりとしましてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

竹居教育長

出席委員全員の賛成により、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議について

竹居教育長

続いて、議案第13号について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、議案書7ページをお開きください。

議案第13号「市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議について」を御説明いたします。

本議案は、市長と教育委員会との間の事務の委任及び補助執行事項の一部を改正するため、市長と協議するものです。

続きまして、議案書は8ページとなります。改正の概要となりますので、記載の新旧対照表を御覧ください。

令和7年8月1日より、さいたま市立浦和大里小学校プールが供用開始されることにより、条例において市長の権限に属するとされる、使用料の減免、還付、回数券の発行にかかる事務について、教育委員会に委任すること、また、令和7年4月1日より、さいたま市文化財保存活用基金が設置されることにより、この基金の管理に関することを副教育長その他の教育委員会職員に補助執行させることを協議するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほどお願いいたします。

竹居教育長

何かありますか。

大谷委員

浦和大里小学校について、温水プールなのか温室プールなのか、また、どのような特徴があるのでしょうか。

管理部長

浦和大里小学校プールには、沼影市民プールの代替としての機能もでございます。学校のプールの授業で利用しない時間帯に、市民利用として開放いたします。学校としては初めてですが、屋内の温水プールとなります。小学校の低学年、高学年によって深さを調整できる機能もでございます。令和7年7月に完成、8月から供用開始予定です。

令和8年度には大和田小学校の開校、令和9年度には指扇小学校の公民館との複合化がございしますが、こちらの2校のプールについても同様の機能となる予定です。こちらの市民利用分の窓口対応等の管理の所管についてはスポーツ文化局とすることで調整中でございます。

大谷委員

管理人等の人の配置の所管は、どちらになりますか。
また、プールの水はどのように温めるのでしょうか。

学校施設管理課
長

浦和大里小学校プールについては、監視員や警備員も含めた管理業務を委託業務として、学校施設管理課から発注いたします。
また、温水プールについては、ガスによりボイラーで温める予定です。

伊藤委員

浦和大里小学校プールはいつまで市民開放されるのでしょうか。

学校施設管理課長 浦和大里小学校プールは沼影市民プールの代替として市民開放するのですが、令和13年度に新たなスポーツ複合施設ができる予定ですので、それに伴って市民開放は終了する見込みです。

竹居教育長 それでは議案第13号につきましては、原案のとおりとよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第13号は原案のとおり可決されました。
ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第14号 市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議について

竹居教育長 それでは再開します。議案第14号について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、議案書10ページをお開きください。
議案第14号「市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議について」を御説明いたします。
本議案は、地方公務員法第23条の2の規定により、人事評価の要綱を改正する等、人事評価に関し必要な事項については、地方公共団体の長に協議しなければならないこととされているため、「さいたま市立小・中・中等教育・特別支援学校教職員の人事評価に関する要綱」の改正について市長と協議するものでございます。
11ページを御覧ください。こちらが「さいたま市立小・中・中等教育・特別支援学校教職員の人事評価に関する要綱」改正内容となります。
要綱第11条（評価項目及び評価要素）の評価領域を定めている別表第2について、学校において実施されている学校自己評価システムの評価項目の変更に合わせ校長、副校長及び教頭の人事評価の評価領域を変更するものです。
説明は以上となります。御審議のほどお願いいたします。

竹居教育長 何かありますか。

小山委員 今回は市長と協議するという議案ですよね。今回の会議後に原案のとおり市長と協議し、後で決定した内容について報告するという理解でよろしいですか。

教育総務課長 委員のおっしゃるとおり、今回は、市長と協議してよろしいかという議案でして、次回、協議結果を御報告させていただきます。

竹居教育長 それでは議案第14号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 さいたま市立浦和大里小学校プールの管理運営に関する規則の制定について

竹居教育長 続いて、議案第15号について、事務局から説明をお願いします。

学校施設管理課長 議案第15号「さいたま市立浦和大里小学校プールの管理運営に関する規則の制定について」を御説明いたします。

議案書の23ページをお願いいたします。本議案につきましては、さいたま市立浦和大里小学校プール使用料条例の制定に伴い、同条例の施行に関し必要な事項を定めるとともに、管理運営に関する必要な事項を定めるため、新たに規則を制定するものでございます。

規則の概要でございますが、議案書の14ページをお願いいたします。第4条を御覧ください。開場日等でございますが、市民開放する開場日につきましては、1月4日から12月28日までの範囲内、開場時間につきましては、午前9時から午後9時までの範囲内で教育委員会が定めることとしております。

具体的には、学校利用日となる約20日間と休場日である月曜日を除く日を市民開放し、開場時間を沼影公園屋内プールと同様の、火曜日から土曜日までは午前9時から午後9時、日曜日は午前9時から午後8時までといたします。

次に、議案書の15ページをお願いいたします。第7条の使用料の減免でございます。こちらは使用料条例第3条の使用料の減免の規定の施行について必要な事項を定めたものであり、①市が主催するスポーツ、レクリエーション等に使用する場合には100分の100、②市が経費の一部を負担して共催するスポーツ、レクリエーション等に使用する場合には100分の50、③障害者、障害者の介護者が使用する場合には100分の50、④その他、委員会が特に必要と認める場合にはその都度定める割合をそれぞれ減免することといたします。

次に、議案書の16ページをお願いいたします。第8条の使用料の還付でございます。こちらは使用料条例第4条の使用料の不還付の規定の施行に関し必要な事項を規定したものであり、ボイラーの故障等、設備に不具合が生じ、プールの使用ができなくなった場合など特別な理由があると認めるときに、既納の使用料を全額還付することといたします。

次に、議案書の17ページをお願いいたします。第12条の回数券でございます。5回分の使用料を事前に払うことで、6回分のプール利用ができるというものです。回数券については、沼影公園屋内プールで採用されており、プールの利用者からも要望が多かったため、浦和大里小学校プールでも引き続き利用できるようにするものです。沼影公園プールと同様、回数券の発行日から半年を利用期間として設けております。

最後に、施行日でございますが、浦和大里小学校プールの供用開始予定日の令和7年8月1日とするものでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

竹居教育長 何かありますか。

大谷委員 このプールについては、市長部局ではなく、教育委員会が管理運営を行うものであり、例えば監視員の委託等も教育委員会で行うということなのでしょうか。

学校施設管理課長 浦和大里小学校プールにつきましては、沼影公園屋内プールの代替として、教育委員会が管理運営を行います。

竹居教育長 それでは議案第15号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 さいたま市教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

竹居教育長 続いて、議案第16号について、事務局から説明をお願いします。

教職員人事課長 議案第16号「教育職員免許状再授与審査会規則の制定について」を御説明いたします。

議案書29ページを御覧ください。提案理由でございますが、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の施行により、児童生徒への性暴力等を行ったことにより免許状が失効または取上げの処分を受けた者が、更生の状況等により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することとなり、当該審査にあたっては、審査会を設置し、学識経験者に意見聴取を行う旨が規定されたため、審査会の設置に関する規則を定めるものでございます。

本市教育委員会は、構造改革特別区域の認定により特別免許状の授与権者となり、教員採用選考試験で合格となった社会人経験者に対して、特別免許状を授与いたします。性暴力等により免許状が失効した者を合格とし、特別免許状の授与候補者とする場合に、審査を行うものです。

規則案は、27ページ目となります。9条の条文で構成しております。主な内容は、委員の構成や服務、会議の運営となっております。

最後に、施行期日は令和7年4月1日です。

説明は以上です。御審議よろしく願いいたします。

竹居教育長 何かありますか。

大谷委員 昨今、児童生徒への性暴力等を行った者は採用しない等の対策が進んでいると思うのですが、今回の規則はその流れに逆行しているのではないのでしょうか。

教職員人事課長 大谷委員御指摘のとおり、児童生徒への性暴力等を行った者が教壇に戻ってくる事態があってはならない、ということが採用審査の

基本的な主旨でございます。官報情報検索サービスや特定免許状失効者管理システム等を活用して採用しないようにする、という考え方に変更はありません。

免許状失効の内容や、改善、更生の状況等によって、再授与が適当であると認められる場合に限り、免許状の再授与を行うというのが国の方向性でございますので、それを受けて整備するものです。

大谷委員 性暴力等を行った者であっても、対象になるのでしょうか。

教職員人事課長 対象になります。

小山委員 再チャレンジができる世の中になっています。民間事業者でも、かつては、会社が倒産したら経営者が責任を取って退職するのが当たり前でしたが、今では、事業再生を可能にする一定の条件を満たせば、経営陣がそのまま残ることができるような制度ができています。おそらくこのような世の中の流れを受けて、今回の制度も作られたのではないかと感じます。当然、厳密な審査はするけれど、再チャレンジする道も残す必要があるということなのでしょうね。

石田委員 審査会の委員は5名とのことですが、その中には学校長も含まれるのでしょうか。

教職員人事課長 学識経験者や校長会に依頼することを想定しております。

竹居教育長 埼玉県でも同様の審査会を行っているのでしょうか。もし既に開始しているのであれば、構成員はどのようなメンバーなのでしょうか。

教職員人事課長 埼玉県の進捗状況は確認できておりません。後日確認して回答させていただきます。

なお、審査会の設置については、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則により定められているものです。

竹居教育長 それでは議案第16号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 さいたま市教育職員の特例特別免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長 続いて、議案第17号について、事務局から説明をお願いします。

教職員人事課長 議案第17号、「さいたま市教育職員の特例特別免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の御説明をいたします。

議案書35ページを御覧ください。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行に伴い、懲役及び禁固が廃止され、これらに代えて新たに拘禁刑が創設されることから、教育職員免許法の一部が改正になりました。

本市教育委員会は、構造改革特別区域の認定により特別免許状の授与権者となり、さいたま市教育職員の特例特別免許状に関する規則に基づいて、特別免許状を授与いたします。さいたま市教育職員の特例特別免許状に関する規則では、教育免許法を引用している項目があるため、改正を行うものです。

規則案は、35ページ目となります。改正内容は、36ページ目にごございます様式第1号中にある「禁固」を「拘禁刑」に文言を改正するものとなっております。

最後に、施行期日は、令和7年6月1日です。

説明は以上です。御審議よろしく願いいたします。

竹居教育長 何かありますか。

大谷委員 さいたま市は授与権者ですので、子どもたちのためになることであれば、特別免許状を大いに活用していただきたいと思います。
ちなみに、普通免許状の授与権者は県のままですよ。

教職員人事課長 おっしゃるとおり、普通免許状の授与権者は埼玉県です。さいたま市が授与権者になるのはハードルが高いものと思われれます。

竹居教育長 それでは議案第17号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長 続いて、議案第18号について、事務局から説明をお願いします。

特別支援教育室長 議案第18号、さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。議案書は40ページから43ページまでを御覧ください。

この議案は、さいたま市立特別支援学校の定員数の上限を変更するため、また、学級数を削除するために、さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正するものです。施行期日は令和7年4月1日でございます。

41ページ、42ページの新旧対照表を御覧ください。左側が改正後、右側が改正前でございます。

内容につきまして、1点目は、第2条に関する別表のさいたま市立ひまわり特別支援学校の定員数を「81（肢体不自由教育部門57・知的障害教育部門高等部24）」とし、定員数を66名から81名に改めるとともに、部門ごとの内訳を明記するものです。

これまでのひまわり特別支援学校の定員数は、肢体不自由教育部門の1学級あたりの児童生徒数3名をもとに算出しておりましたが、令和5年度に知的障害教育部門高等部を開設し、令和7年度に3学年が揃うことから、知的障害教育部門の1学級あたりの生徒数8名と合わせて算出した定員数へと変更するものです。

2点目は、第2条に関する別表の「学級数については、ひまわり特別支援学校は22学級、さくら草特別支援学校は20学級を上限とする。」を削除するものです。

この学級数の表記は、重複学級と訪問学級を合わせた全学級数が、教室数を上回る状況が想定されるなかで、児童生徒の安全な教育環境を維持するための、受け入れ可能な最大の学級数を示すものとして設けました。

しかしながら、訪問学級は児童生徒の実態に応じて教室等を活用するため、必ずしも学級数だけの教室数を必要としないこと、ま

た、訪問学級の増加に伴い、学級数の上限を変更していくことで、教室数から算出した定員数とに大きな差が生じること、以上のことを踏まえ、学級数の表記を削除するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

竹居教育長 何かありますか。

大谷委員 学級数の表記を削除する等の改正により、実態を隠しているのではないかと誤解されることがあってはいけないと思い、少し心配です。

特別支援教育室長 学級数の表記を削除することによって誤解を生むことはありません。定員数と学級数が両方記載されていることによる分かりづらさを改善するための改正となります。

竹居教育長 それでは議案第18号につきましては、原案のとおりとしましてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第18号は原案のとおり可決されました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第19号 さいたま市教職員健康審査会委員の委嘱及び任命について
<非公開案件につき内容は省略>
<議案は原案どおり可決>

議案第20号 さいたま市文化財保護審議会委員の委嘱について
<非公開案件につき内容は省略>
<議案は原案どおり可決>

議案第21号 さいたま市博物館協議会委員の任命について
<非公開案件につき内容は省略>
<議案は原案どおり可決>

その他 いじめ防止対策推進法第28条に規定する重大事態の調査結果の報告について
<非公開案件につき内容は省略>

竹居教育長 以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。
これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

9 閉 会 午後2時40分